

令和7年度 下水道事業資本的支出 第1款1項1目 32節 保険料

下水道事業収益的支出 第1款1項2目 32節 保険料

下水道事業収益的支出 第1款1項3目 32節 保険料

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	担 当	
			総務課	担当 ^{ふりがな} 者名 おおしま かずえ 大島 一恵 電 話 671-2822

設 計 書

- 1 業務名 下水道河川局自動車任意保険契約
- 2 履 行 場 所 下水道河川局総務課
- 3 履行期間 ☒ 期間 令和7年7月1日午後4時から令和8年7月1日午後4時まで
又は期限 ☐ 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約
- 5 その他特約事項 _____

- 6 現 場 説 明 ☒ 不要
☐ 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 業務概要 下水道河川局の庁用自動車に係る自動車任意保険の契約

8 部 分 払

☐ す る (回以内)

☒ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

業務代金額

非課税 ¥ _____ . -

内 訳 書

[illegible]

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

下水道河川局自動車任意保険 仕様書

1 契約対象自動車（別紙一覧表のとおり）

自動車台数 合計 30 台

2 契約方法

入札書を徴収し、予定価格の範囲内であった場合に相手方として決定する。

参加条件については、損害賠償が発生した際、自ら相手方に対して迅速かつ適切に損害賠償する能力を有すること。

3 保険期間

令和7年7月1日 午後4時から令和8月7月1日 午後4時まで

4 保険契約の内容

（1）契約条件は以下のとおりとする。

ア 対人賠償保険金額 無制限

イ 対物賠償保険金額 無制限

ウ 示談代行業務及び示談支援業務

（2）人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険、無保険者傷害保険、自損事故保険、車両保険、対人臨時費用及び対物臨時費用は不担保とする。

飲酒運転、麻薬等運転、公務外（通勤を含む私的利用）の運転中の事故については、補償対象外とする。ただし、補償対象外とすることにより、法令や各保険会社の規定及び約款に抵触する場合等はこの限りでない。

（3）下記の条件については、不担保とする特約等を付帯することができる。

ア 無免許運転（免許不携帯を除く）の事故

イ 臨時代替自動車担保特約

ウ 契約対象自動車が盗難にあった場合等を除き、横浜市職員（会計年度任用職員を含む）以外の者が運転中の事故

エ ロードサービス

（4）事故への対応にあたっては、横浜市と契約した保険会社が横浜市に対して支払責任を負う限度において、保険会社の費用により、事故受付等の初期対応から示談の成立その他横浜市の負担する損害賠償責任の内容を確定するために必要な用務を行うこと。

（5）保険期間内に発生した事故については、保険期間の満了後も、示談の成立その他横浜市の負担する損害賠償責任の内容を確定まで保険期間と同様に対応すること。

5 保険契約の条件

（1）補償の範囲を縮小しないこと。

（2）事故の受付を時刻、曜日等にかかわらず行うこと。

- (3) 事故に対応する過程で横浜市と連絡調整を行う窓口は、事故ごとに1か所とすること。
- (4) 横浜市が負担する損害賠償責任の内容を確定するための用務の進捗状況について、随時又は定期的に報告すること。また、必要に応じて書類（経過報告書・損害賠償額の根拠となる資料等）の提出を行うこと。
- (5) 示談締結前に、当局担当者へ示談書と損害賠償額の根拠となる資料を提出し、確認を得ること。また、示談締結後は、速やかに当局保管分の示談書を提出すること。
- (6) 保険適用対象外の事例が発生した場合には、当該示談交渉等に対して支援を行うこと。
- (7) 保険期間中の減車等により還付の必要が生じた場合には、保険料の減少額を算出し、横浜市が送付する納入通知書で速やかに納付すること。
なお、減車についての通知は、横浜市から随時又は定期的に行うものとする。
- (8) 保険期間が満了したときは、保険期間中に受け付けた事故について、対人・対物の別及び対応結果（保険金の支払日、支払先、金額等）を記載した実績報告書を提出すること。

6 個人情報

- (1) 個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 取り扱いにあたっては、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じること。
- (3) 本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により報告すること。
- (4) 従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を横浜市長に提出すること。
- (5) 研修は、契約を締結してから2週間以内に実施し、実施後1週間以内に、研修実施報告書・誓約書を提出すること。

7 一般事項

本委託事項は横浜市契約規則を準用し、設計書、仕様書等の該当事項を全部含むものとする。

本委託事項について疑義を生じた場合には、本市職員の指示を受けること。

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調 査 項 目	内 容
1 業者名	☐ 横浜市競争入札有資格者 ☐ その他 () ☐ 横浜市出資法人 (条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	☐ Pマーク ☐ I SMS ☐ その他の資格 () ☐ 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	☐ 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 ☐ 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 ☐ 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 ☐ その他の規程 () ☐ 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	☐ 個人情報保護に関する研修・教育を実施 (年__回／従業員1人につき) ☐ その他 ()
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のＰＣ、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	作業期間中の入室可能人数 ☐ 上記４の作業者のみ ☐ 作業者以外の入室可（ ☐ 上記外____名 ☐ その他） 入退室者名及び時刻の記録 ☐ なし （施錠のみ、身分証提示のみ等） ☐ あり ☐ 用紙記入 ☐ ＩＣカード等によりＩＤ等をシステムに記録 ☐ カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）		
(2) 個人情報の保管場所	紙媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室	
	☐ その他（ ）		
	電磁媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室	
	☐ その他（ ）		
(3) 作業施設の防災体制	☐ 常時監視 ☐ 巡回監視 ☐ 耐火構造 ☐ 免震・制震構造 ☐ その他（ ）		
(4) 個人情報の運搬方法	紙媒体		
	電磁媒体		
(5) 個人情報の廃棄方法	紙媒体		
	電磁媒体		
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策（行う場合のみ記入）			

11 電算処理における個人情報保護対策	
※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	☐ 限定している（ノート型____台、デスクトップ型____台） ☐ 限定していない
(2) 外部との接続	☐ 作業機器は外部との接続をしていない ☐ 作業機器は外部と接続している 接続方法： ☐ インターネット ☐ 専用回線 ☐ その他（ ） 通信の暗号化： ☐ している ☐ していない
(3) アクセス制限	☐ ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） ☐ ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(6) ソフトウェアの更新	☐ 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている ☐ 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	☐ アクセスログをとっている（ 年保存） ☐ アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	☐ 無停電電源装置 ☐ 電源の二重化 ☐ その他（ ） ☐ なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	☐ あり ☐ 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない ☐ 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている ☐ なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全 枚）のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

[illegible]